原子力施設等におけるトピックス
（令和元年10月28日～11月3日）

令 和 元 年 11 月 6 日
原 子 力 規 制 庁

○令和元年10月28日～11月3日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案（発生に係る報告に限る）

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者（＊）の原子力事業所内で令和元年10月28日～11月3日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

＊‥‥原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃㈱

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
10 月 28 日	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について	・LCO逸脱　28日　19:20 （実施計画第26条） ・LCO復帰　29日　18:35

＜参考＞　海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

＜その他＞

該当なし

別紙

東京電力ホールディングス（株）から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受領

令和元年10月28日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和元年10月28日に東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第9号の規定に基づき、福島第一原子力発電所の運転上の制限(注)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

1．東京電力ホールディングス（株）からの報告内容

令和元年10月28日午後7時20分頃、１号機建屋周辺に設置しているサブドレンピットNo.204において、１号機廃棄物処理建屋北西エリアとの水位差が205mmであり、計器誤差を考慮して設定した水位差400mmを下回っていることを確認しました。

このため、午後7時23分、実施計画第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）表26-2で定める運転上の制限「1号機廃棄物処理建屋の滞留水水位が近傍のサプドレン水の水位を超えないこと」を満足できないと判断しました。なお、評価にあたっては各水位に対して塩分補正および計測誤差を考慮しています。

2．原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力運転検査官が現場確認等を行い、東京電力ホールディングス株式会社が実施計画に従い、必要な措置を適切にとっているかどうかについて確認しております。

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力ホールディングス株式会社が行う措置の実施状況等について確認します。

（注）運転上の制限
実施計画において、格納容器内の不活性雰囲気を維持するため、格納容器内の水素濃度の監視状態等を定めているものです。これを満足しない状態が発生すると、発電用原子炉設置者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに適正な状態への復旧等の措置を行うことが求められます。
なお、それらの措置を講ずれば、実施計画違反に該当するものではありません。

関係ページ

東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所　規制法令及び通達に係る文書

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
室長：竹内 淳
担当：林田
電話（直通）：03-5114-2120
電話（代表）：03-3581-3552

原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書
- 北海道電力株式会社　泊発電所
- 電源開発株式会社　大間原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　東通原子力発電所
- 東北電力株式会社　東通原子力発電所
- 東北電力株式会社　女川原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　柏崎刈羽原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　福島第二原子力発電所
- 日本原子力発電株式会社　東海第二発電所
- 日本原子力発電株式会社　東海発電所
- 中部電力株式会社　浜岡原子力発電所
- 北陸電力株式会社　志賀原子力発電所
- 日本原子力発電株式会社　敦賀発電所
- 関西電力株式会社　美浜発電所
- 関西電力株式会社　大飯発電所
- 関西電力株式会社　高浜発電所

中国電力株式会社　島根原子力発電所

- 四国電力株式会社　伊方発電所
- 九州電力株式会社　玄海原子力発電所
- 九州電力株式会社　川内原子力発電所

ページトップへ

原子力に関するお問い合わせはこちら

03-5114-2190

利用規約　プライバシーポリシー　アクセシビリティについて

原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）
〒106-8450　東京都港区六本木1丁目9番9号　TEL：03-3581-3352（代表）　地図・アクセス

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

（原子力規制委員会HP掲載）

東京電力ホールディングス（株）から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受領

令和元年10月29日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和元年10月29日に東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第9号の規定に基づき、福島第一原子力発電所の運転上の制限(注)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

１．東京電力ホールディングス（株）からの報告内容

令和元年10月29日、1号機廃棄物処理建屋北西エリア（令和元年10月28日報告済）と同様に監視対象外としているエリアを調査した結果、以下のエリアにおいて滞留水水位と近傍のサブドレン水の水位差が400mm以下になっていたことを確認しました。

・１号機廃棄物処理建屋南西エリアにおいては、サブドレンピットNo.204との水位差が、10月25日午後10時23分～同日午後11時56分の間
・２号機タービン建屋北東エリアにおいては、サブドレンピットNo.34との水位差が、10月25日午後4時56分～10月28日午後8時57分の間

このため、本日午後4時15分、実施計画III第１編第２６条（建屋に貯留する滞留水）表２６－２で定める運転上の制限「１号機廃棄物処理建屋および２号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足していないと判断しました。なお、評価にあたっては各水位に対して塩分補正および計測誤差を考慮しています。

また、現在、上記二つのエリアの滞留水水位については、近傍のサブドレン水位と比較して計測誤差を考慮して設定した水位差400mmを上回っていることを確認しています。

なお、本日午後5時15分、１号機廃棄物処理建屋及び２号機タービン建屋の滞留水移送作業が完了し、サブドレンの汲み上げ再開が可能となったことから、実施計画III第１編第２６条（建屋に貯留する滞留水）について、本日午後6時35分、当直長が運転上の制限外からの復帰を判断いたしました。

２．原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力運転検査官が立入検査を行い、東京電力ホールディングス株式会社が実施計画に従い、必要な措置を適切にとっているかどうかについて確認しております。

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力ホールディングス株式会社が行う措置の実施状況等について確認します。

（注）運転上の制限
実施計画において、建屋滞留水の水位よりもサブドレン水位を高く保つため、サブドレン水位の監視状態等を定めているものです。これを満足しない状態が発生すると、発電用原子炉設置者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに適正な状態への復旧等の措置を行うことが求められます。
なお、それらの措置を講ずれば、実施計画違反に該当するものではありません。

原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書
- 北海道電力株式会社　泊発電所
- 電源開発株式会社　大間原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　東通原子力発電所
- 東北電力株式会社　東通原子力発電所
- 東北電力株式会社　女川原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　柏崎刈羽原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所
- 東京電力ホールディングス株式会社　福島第二原子力発電所
- 日本原子力発電株式会社　東海第二発電所
- 日本原子力発電株式会社　東海発電所
- 中部電力株式会社　浜岡原子力発電所
- 北陸電力株式会社　志賀原子力発電所
- 日本原子力発電株式会社　敦賀発電所
- 関西電力株式会社　美浜発電所
- 関西電力株式会社　大飯発電所
- 関西電力株式会社　高浜発電所

関係ページ

東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所　規制法令及び通達に係る文書

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
室長：竹内 淳
担当：林田
電話（直通）：03-5114-2120
電話（代表）：03-3581-3552

- 中国電力株式会社　島根原子力発電所
- 四国電力株式会社　伊方発電所
- 九州電力株式会社　玄海原子力発電所
- 九州電力株式会社　川内原子力発電所

ページトップへ

原子力に関するお問い合わせはこちら
03-5114-2190

利用規約　プライバシーポリシー　アクセシビリティについて

原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）
〒106-8450　東京都港区六本木1丁目9番9号　TEL：03-3581-3352（代表）　地図・アクセス

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

（原子力規制委員会HP掲載）

TEPCO
東京電力ホールディングス

福島第一原子力発電所　1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について

2019年10月28日

2019年10月28日
東京電力ホールディングス株式会社

本日（10月28日）午後7時20分、1号機建屋周辺に設置しているサブドレンピットＮｏ．204において、1号機廃棄物処理建屋北西エリアとの水位差が205mmであり、計器誤差を考慮して設定した水位差400mmを下回っていることを確認しました。このため、午後7時23分、実施計画第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）表26-2で定める運転上の制限「1号機廃棄物処理建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足できないと判断しました。なお、評価にあたっては各水位に対して塩分補正および計測誤差を考慮しています。

状況は以下のとおりです。

・発生時刻	午後7時20分頃
・設備の状況	サブドレンピットＮｏ．204水位：699mm（午後7時20分現在） １号機廃棄物処理建屋北西エリア滞留水水位：494mm（午後7時20分現在）
・応急措置	午後7時25分に1～4号機建屋周辺のサブドレンについて全台汲み上げを停止した。
・影響拡大の有無	準備が出来次第、近傍のサブドレンを含めたサンプリングを行う。
・外部への影響	プラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどには異常はない。

現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。

以　上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

福島第一原子力発電所　1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報）

2019年10月28日

2019年10月28日
東京電力ホールディングス株式会社

1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について、その後の状況をお知らせします。

10月25日に発生した大雨の影響を勘案して建屋滞留水の状況を確認していたところ、当該エリアの水位が10月25日午後9時30分頃より上昇していること、同日午後10時24分時点で、当該エリアの水位が168mmに対して、建屋周辺にあるＮｏ．204サブドレン水位が568mmであり、計器誤差を考慮して設定した水位差400mmを下回っていることを確認しました。

当該エリアの水位が上昇した理由については、10月25日に発生した大雨の影響により雨水が建屋内に流入した可能性があると考えておりますが、詳細については、今後調査いたします。

以　上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

TEPCO
東京電力ホールディングス

福島第一原子力発電所　1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報2）

2019年10月29日

2019年10月29日
東京電力ホールディングス株式会社

1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について、その後の状況をお知らせします。

1号機廃棄物処理建屋近傍にあるサブドレン水の分析結果は以下のとおりです。
（単位：Ｂｑ／Ｌ、ＮＤ：検出限界値未満）

	Ｃｓ－１３４	Ｃｓ－１３７
・サブドレンピットＮｏ．８	ＮＤ（４．１×１０＾０）	１．２×１０＾１
・サブドレンピットＮｏ．９	５．７×１０＾０	９．５×１０＾１
・サブドレンピットＮｏ．２０３	ＮＤ（５．０×１０＾０）	ＮＤ（３．４×１０＾０）
・サブドレンピットＮｏ．２０４	ＮＤ（５．１×１０＾０）	ＮＤ（３．８×１０＾０）
・サブドレンピットＮｏ．２０５	ＮＤ（３．９×１０＾０）	ＮＤ（４．６×１０＾０）
・サブドレンピットＮｏ．２０６	３．７×１０＾１	６．７×１０＾２
・サブドレンピットＮｏ．２０７	ＮＤ（６．０×１０＾０）	１．５×１０＾１

（参考）１～４号機建屋近傍サブドレン水の放射能濃度の運転上の制限：１．０×１０＾５Ｂｑ／Ｌ以下

1号機廃棄物処理建屋近傍のサブドレン水については、定期的に確認していきます。

1～4号機建屋周辺のサブドレンの汲み上げを停止したことにより、サブドレン水位が上昇し、10月28日午後10時00分時点で、当該エリアの滞留水水位492mmに対して、Ｎｏ．204サブドレン水位が1038mmとなり、計器誤差を考慮して設定した水位差400mmを上回ったことを確認しました。当該エリアについては、建屋滞留水の水抜きが完了し、水位計が露出したことから、建屋滞留水水位計を監視対象外としていました。よって、当該エリアと同様に監視対象外としているエリアについても、今後調査いたします。

以　上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

TEPCO
東京電力ホールディングス

福島第一原子力発電所　1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報3）

2019年10月29日

2019年10月29日
東京電力ホールディングス株式会社

1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について、その後の状況をお知らせします。

本日（10月29日）、当該エリアと同様に監視対象外としているエリアを調査した結果、以下のエリアにおいて滞留水水位と近傍のサブドレン水の水位差が400mm以下になっていたことを確認しました。
・１号機廃棄物処理建屋南西エリアにおいては、サブドレンピットNo.204との水位差が、10月25日午後10時23分～同日午後11時56分の間
・２号機タービン建屋北東エリアにおいては、サブドレンピットNo.34との水位差が、10月25日午後4時56分～10月28日午後8時57分の間

このため、本日午後4時15分、実施計画III第１編第２６条（建屋に貯留する滞留水）表２６－２で定める運転上の制限「１号機廃棄物処理建屋および２号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足していないと判断しました。
なお、評価にあたっては各水位に対して塩分補正および計測誤差を考慮しています。

また、現在、上記二つのエリアの滞留水水位については、近傍のサブドレン水位と比較して計測誤差を考慮して設定した水位差400mmを上回っていることを確認しています。

なお、１号機廃棄物処理建屋については滞留水の移送作業を実施し完了済みであり、２号機タービン建屋の滞留水について移送作業を実施中です。

以　上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

TEPCO
東京電力ホールディングス

福島第一原子力発電所　1号機廃棄物処理建屋北西エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報4）

2019年10月29日

2019年10月29日
東京電力ホールディングス株式会社

１号機廃棄物処理建屋北西エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えている(計器誤差を考慮して設定した水位差４００mmを下回っている）ことについて、その後の状況をお知らせします。

１号機廃棄物処理建屋北西エリアおよび南西エリア、２号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位については、近傍のサブドレン水位と比較し計測誤差を考慮して設定した水位差４００mmを上回っていることを確認しておりますが、この内、１号機廃棄物処理建屋北西エリアおよび２号機タービン建屋北東エリアについては、サブドレンの汲み上げ再開により水位差４００mmを下回る恐れがあることから、滞留水移送を行っておりました。

本日、午後5時15分、建屋滞留水移送が完了し、サブドレンの汲み上げ再開が可能となったことから、実施計画Ⅲ第１編第２６条（建屋に貯留する滞留水）について、午後6時35分、当直長が運転上の制限外からの復帰を判断いたしました。

なお、準備が整い次第、サブドレンの汲み上げを再開いたします。

以　上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）